

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

- お知らせ ○ 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例 …… 福利・給与課 1頁
- 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 …………… 福利・給与課 2頁

### お 知 ら せ

令和2年11月30日付け三重県公報号外に、教育委員会関係条例が次のように掲載されました。

(教育委員会関係抜粋)

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和二年十一月三十日

三重県知事 鈴木 英 敬

#### 三重県条例第五十九号

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(略)

(三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第三条 三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成十三年三重県条例第六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 百分の百六十五</p> <p>2 (略)</p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十二月 百分の百七十</p> <p>2 (略)</p>

第四条 三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 百分の百六十七・五</p> <p>二 十二月 百分の百六十七・五</p> <p>2 (略)</p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <p>一 六月 百分の百七十</p> <p>二 十二月 百分の百六十五</p> <p>2 (略)</p>

(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条、第八条及び第十条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和二年十一月三十日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第六十一号

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百三十、十二月に支給する場合においては百分の百二十五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百三十」とあり、及び「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十二・五」とする。</p> <p>4 5 6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百三十を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百三十」とあるのは「百分の七十二・五」とする。</p> <p>4 5 6 (略)</p>

第二条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(住居手当)</p> <p>第十五条の三 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号におい</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第十五条の三 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号におい</p>

て同じ。)を借り受け、月額一万五千円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(規則で定める職員を除く。)

一 第十六条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額一万五千円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に定める額の合計額)とする。

一 前項第一号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

イ 月額二万九千円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から一万五千円を控除した額

ロ 月額二万九千円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から二万九千円を控除した額の二分の一(その控除した額の二分の一が一万四千円を超えるときは、一万四千円)を一万四千円に加算した額

二 (略)

3 (略)  
(期末手当)

### 第二十三条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十七・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 四 (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」とする。

4 5 6 (略)

て同じ。)を借り受け、月額八千円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(規則で定める職員を除く。)

一 第十六条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額八千円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に掲げる額の合計額)とする。

一 前項第一号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

イ 月額二万円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から八千円を控除した額

ロ 月額二万円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から二万円を控除した額の二分の一(その控除した額の二分の一が一万五千円を超えるときは、一万五千円)を一万二千円に加算した額

二 (略)

3 (略)  
(期末手当)

### 第二十三条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百三十、十二月に支給する場合においては百分の百二十五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 四 (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百三十」とあり、及び「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十二・五」とする。

4 5 6 (略)

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び次項から附則第四項までの規定は、令和三年四月一日から施行する。

(住居手当に関する経過措置)

2 第二条の規定の施行の日(以下この項において「一部施行日」という。)の前日において同条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例(以下この項において「給与条例」という。)第十五条の三の規定により支給されていた住居手当の月額が二千円を超える職員であつて、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(三重県教育委員会及び三重県人事委員会が共同で定める規則(以下「規則」という。)で定める職員を除く。)に対しては、一部施行日から令和四年三月三十一日までの間、第二条の規定による改正後の給与条例第十五条の三の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相

当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第二号において「旧手当額」という。）から二千円を控除した額の住居手当を支給する。

1 第二条の規定による改正後の給与条例第十五条の三第一項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

1 旧手当額から第二条の規定による改正後の給与条例第十五条の三第二項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が二千円を超えることとなる職員

3 前項の規定により住居手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、同項の規定に準じて、住居手当を支給する。

4 前二項に定めるもののほか、これらの規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。  
(規則への委任)

5 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。